

## 会社法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見

2022年11月7日

経営法友会

### はじめに

経営法友会は、「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」について、基本的に賛成するものである。単体と連結、ウェブ開示の平時と特例、さらに電子提供制度においてそれぞれ異なる規制について、現下の社会情勢およびこれまでの実務の積み重ねを踏まえて整理されており、各社の実情を踏まえた裁量に委ねるという判断は現実的、合理的であり、今後も柔軟に対象範囲の見直しを図ることが望まれる。なお、同省令案のうち、その規定の趣旨が必ずしも明らかでない部分につき確認を求めるほか、今後の実務対応への影響を踏まえ、以下のとおり、意見を述べる。

### 会社法施行規則第95条の4第1項第2号～第4号について

現行のウェブ開示（特例措置を含む）により認められている内容との整合を確保するとともに、（現行のウェブ開示では認められていない）補償契約および役員等賠償責任保険契約に関する事項についても、電子提供措置事項記載書面への記載を要しない事項とするものであって、企業実務や現下の社会情勢の変化に沿ったものであり、異論はない。

なお、書面交付請求があった場合の監査報告および会計監査報告の扱いについて、次の①～③の理解でよいか、明らかにされたい。

#### ① 事業報告に係る監査報告について

（改正後の）会社法施行規則第95条の4第1項第2号柱書に規定する「法第437条に規定する事業報告」には、監査報告が含まれるので、事業報告に係る監査報告については、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない。

#### ② 計算書類に係る監査報告および会計監査報告について

（改正後の）会社法施行規則第95条の4第1項第3号に規定する「法第437条に規定する計算書類」には、監査報告および会計監査報告が含まれるので、計算書類に係る監査報告および会計監査報告については、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない。

#### ③ 連結計算書類に係る監査報告および会計監査報告について

連結計算書類に係る監査報告および会計監査報告については、そもそも、会社法第

325 条の 5 第 1 項に規定する「電子提供措置事項」（会社法第 325 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項）に該当しない。したがって、（会社計算規則第 134 条第 3 項の規定に基づき、連結計算書類に係る監査報告又は会計監査報告について電子提供措置をとる場合であっても）連結計算書類に係る監査報告および会計監査報告については、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない。

## 会社法施行規則および会社計算規則の一部を改正する省令(令和 3 年法務省令第 45 号) 附則第 2 条ただし書について

附則第 2 条ただし書が削除され、同条は、令和 5 年 2 月 28 日をもって特例措置が失効する旨のみを定める規定となる。他方、会社法施行規則第 133 条および会社計算規則第 133 条ともに、改正規定の施行日は令和 5 年 3 月 1 日とされている。この点、令和 5 年 2 月 28 日まですでに定時株主総会の招集手続が開始されていた場合であっても、令和 5 年 3 月 1 日の時点で、定時株主総会に係る招集通知が発出されていなければ、特例措置によらず、改正後の会社法施行規則第 133 条および会社計算規則第 133 条に基づきウェブ開示を行うことが可能（例えば、計算書類のウェブ開示を行うにあたって、会社計算規則第 133 条の 2 第 1 項第 2 号～第 6 号の要件を満たす必要はなく、また、事業報告については、補償契約および役員等賠償責任保険契約に関する事項についてもウェブ開示が可能になる）との理解でよいか、明らかにされたい。

また、令和 5 年 3 月 1 日の時点で、すでに特例措置に基づき、ウェブ開示が開始されていた場合（定時株主総会は終了していたが、定時株主総会の日から 3 か月が経過していなかった場合を含む）、附則第 2 条ただし書のような規定がなくても、特例措置（会社法施行規則第 133 条の 2 および会社計算規則第 133 条の 2）に基づくみなし提供の効力が失われることはないとの理解でよいか（また、そのような理解でよい場合、その根拠は何か）、明らかにされたい。

## その他

デジタルデバイドの問題は株主構成など、各社の個別事情により考慮すべき要素も異なるため、株主に対する情報提供のあり方も画一的な規制ではなく、今次改正のように、一定の範囲で各社の合理的な裁量による対応を可能とすることは望ましいと考える。

ところで、電子提供制度における書面交付請求は、デジタルデバイドの観点から導入されたものと理解しているが、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、社会の DX 化は大きく前進したと思われる。また、当時の議論で言及されていた書面交付請求への対応に伴う発行会社側のコストについて、実務上コスト増となる企業もあると思わ

れ、結果として株主に還元すべき利益が減少することに繋がる可能性がある。このような状況を踏まえ、今後どの程度書面交付請求が利用されるか実態を勘案した上で、株主への適切な情報提供という観点と株主への適切な利益分配という観点から、書面交付請求を定めている会社法第 325 条の 5 については、時限措置とすることも視野に入れ、再検討すべきである。

なお、今回の改正には直接関係しないが、会社計算規則第 134 条第 7 項の「第四項の規定により」は、「第五項の規定により」と改正すべきであると思われる。

以 上